

広報こたけひまわりだよりに係る有料広告掲載に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、小竹町有料広告掲載に関する告示（平成28年小竹町告示第20号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、広報こたけひまわりだより（以下単に「広報こたけ」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所)

第2条 広告の掲載場所は、広報こたけ暮らしの情報の下一段とする。ただし、編集上必要がある場合は、掲載ページを変更することができる。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、全一段（上下43mm×左右182mm）又は半一段（上下43mm×左右88mm）とし、使用色は墨一色とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、広告掲載を行おうとする者（以下「申込者」という。）が複数月の掲載を希望するときは、希望月数に応じて掲載を承諾することができるものとする。

2 広告の掲載を開始する月及び終了する月は、町長が定める。

(広告掲載の申込み等)

第5条 申込者は、初回に掲載を希望する号の2か月前（その日が休庁日に当たる場合は、その前日）までに、告示第5条に規定する申込書に必要事項を記入の上、広告原稿、町税等の滞納がないことの証明書等を添えて町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 広告掲載の決定は、告示第6条第1項及び第3項の規定により行う。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、全一段で月額6,000円、半一段で月額3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告掲載料の納付方法は、告示第12条の規定に基づき納付しなければならない。

(掲載者の申出による広告の変更)

第8条 掲載者は、複数月の広告掲載をするときは、広告の変更を求めることができる。

2 前項の規定により変更を求めるときは、変更する広告案の原稿等を添えて町長に届け出なければならない。

(広告掲載の取下げ)

第9条 掲載者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 掲載者は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(庶務)

第10条 この要領に関する庶務は、町広報紙担当部署が処理する。

附 則

この告示は、平成29年3月1日から施行する。